

## 経済センサス基礎調査規則案について

## 1 背景

現在、我が国の産業統計は、基本的に産業ごと、所管府省ごとに行われており、既存の統計調査の結果を統合しても全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することができない状況にあり、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)において産業構造の変化等に対応した統計(経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサス(仮称))を整備することが求められたところである。

上記を踏まえ、すべての産業分野における事業所及び企業の経済活動の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として平成21年に経済センサス 基礎調査を実施することとしており、そのための規則を制定する。

## 2 内容

本則

## 【趣旨】

統計法(平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査(以下「経済センサス基礎調査」という。)の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

## 【調査の目的】

経済センサス基礎調査は、事業所の経済活動及び企業の経済活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の経済活動の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

## 【定義】

この省令において「事業所」とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。

この省令において「企業」とは、法人(国、地方公共団体及び外国の法人を除く。)及び事業を営営する個人をいう。

## 【調査日】

経済センサス基礎調査は、平成二十一年七月一日(以下「調査日」という。)現在によって行う。

### 【調査の対象】

経済センサス基礎調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

- 一 大分類A 農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 二 大分類B 漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの
- 三 大分類N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九 その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二 家事サービス業に限る。）に属する事業所
- 四 大分類R サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類九六 外国公務に属する事業所

### 【調査の種類】

経済センサス基礎調査は、甲調査及び乙調査とする。

甲調査は、調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

### 【調査事項等】

経済センサス基礎調査は、総務大臣が定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には一のイからへまで及び二に掲げる事項を、乙調査の場合には一のイから二まで及びトに掲げる事項を調査する。

- 一 事業所に関する事項
  - イ 名称及び電話番号
  - ロ 所在地
  - ハ 従業者数
  - ニ 事業の種類
  - ホ 業態
  - ヘ 開設時期
  - ト 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地
- 二 企業に関する事項
  - イ 経営組織
  - ロ 資本金、出資金又は基金の額
  - ハ 外国資本比率
  - ニ 決算月
  - ホ 持株会社か否か
  - ヘ 親会社の有無
  - ト 親会社の名称及び電話番号
  - チ 親会社の所在地
  - リ 子会社の有無及びその数
  - 又 法人全体の常用雇用者数

- ル 法人全体の主な事業の種類
- ヲ 支所の有無及びその数
- ワ 本所の名称
- カ 本所の所在地及び電話番号

総務大臣は、 の様式を定めたときは告示する。

#### 【統計調査員】

法第十四条に規定する統計調査員として甲調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、 に規定する事務を適正に執行する能力（ に規定する指導員にあつては、 及び に規定する事務を適正に執行する能力）を有する者（次のいずれかに該当する者を除く。）とする。

- 一 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第二条第十一号に規定する徴収職員及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第三号に規定する徴税吏員
- 二 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定する警察官

統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、次に掲げる調査事業所に係る調査票の配布及び収集、担当調査区（市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附随する事務を行う。

- 一 会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社をいう。以下同じ。）の調査事業所であつて、当該調査事業所を有する会社に関し法による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条に規定する指定統計である事業所・企業統計（指定統計第二号）を作成するために平成十八年に実施した調査（以下「平成十八年事業所・企業統計調査」という。）により得られた結果が次に掲げるすべての要件に該当するもの（二に掲げるものを除く。）

イ 常用雇用者数が五千人未満であること。

ロ 支所の数が十未満であること。

- 二 会社の調査事業所であつて、当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所が平成十八年事業所・企業統計調査の申告を当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所として又は同一の所在地において行っていないもの

- 三 一及び二に掲げる調査事業所以外の会社の調査事業所のうち当該調査事業所を有する会社の支所となる調査事業所であつて、平成十八年事業所・企業統計調査の申告を当該調査事業所を有する会社の支所となる調査事業所として又は同一の所在地において行っていないもの

- 四 会社以外の法人（国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び外国の法人を除く。五及び六を除き、以下同じ。）の調査事業所

五 外国の法人の調査事業所

六 法人以外の団体の調査事業所

七 事業を営営する個人の調査事業所

の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員（以下「指導員」という。）は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、統計調査員（指導員を除く。以下「調査員」という。）に対する指導、調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類の検査並びにこれらに附随する事務を行うものとする。

及びの規定にかかわらず、特別の事情により、調査員がの事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。

#### 【統計調査員の身分を示す証票】

市町村長は、統計調査員に対し、都道府県知事の発行するその身分及び指導員又は調査員の別を示す証票を交付するものとする。

統計調査員は、その事務を行うときは、の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

#### 【調査区の設定及び修正】

市町村長は、総務大臣の定めるところにより、当該市町村の区域を区分して調査区を設定するものとする。

総務大臣は、市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、調査区台帳その他の調査区関係書類（以下「調査区地図等」という。）を作成する。

市町村長は、の規定により設定した調査区について、調査日までに市町村の境界変更が行われる場合又は調査日までに生じた総務大臣の定める事由により調査区の修正を要すると認める場合には、速やかにこれを修正するものとする。

市町村長は、の規定により調査区を修正したときは、調査区地図等を修正し、都道府県知事に対し速やかに提出しなければならない。

都道府県知事は、の規定により提出された調査区地図等を審査し、総務大臣に対し速やかに提出しなければならない。

#### 【調査の方法及び期間】

【統計調査員】のの一から七まで（【統計調査員】のの三を除く。）に掲げる調査事業所に係る甲調査は、【統計調査員】のの一、二、四及び七に掲げる調査事業所にあつては調査員（【統計調査員】のの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下この、【報告の義務及び方法】の及び【調査区の管理】のにおいて同じ。）が調査票を担当調査区内の【統計調査員】のの一、二、四及び七に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を営する個人の本所となる調査事業所ごとに、【統計調査員】のの五及び六に掲げる調査事業所にあつては調査員が調査票を担当調査区内の調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行う。

【統計調査員】のの一から七まで（【統計調査員】のの三を除く。）に掲げる調査事業所以外の調査事業所に係る甲調査は、次に掲げる調査事業所にあつては、それぞれに定める者が調査票を当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行

政法人又は会社の本所となる調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

一 次に掲げる調査事業所 市町村長

イ 市町村が設立した地方独立行政法人(都道府県及び市町村が設立したものを除く。)の調査事業所

ロ 会社の調査事業所であって、当該調査事業所を有する会社に関し平成十八年事業所・企業統計調査により得られた結果が次に掲げるすべての要件に該当するもの(【統計調査員】の二に掲げるものを除く。)。ただし、当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所が総務大臣の定める地域に所在する場合にあっては、総務大臣が定める調査事業所とする。

- (1) 常用雇用者数が五千人未満であること。
- (2) 支所の数が十以上三十未満であること。

二 次に掲げる調査事業所 都道府県知事

イ 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した地方独立行政法人の調査事業所

ロ 会社の調査事業所であって、当該調査事業所を有する会社に関し平成十八年事業所・企業統計調査により得られた結果が次に掲げるすべての要件に該当するもの(【統計調査員】の二に掲げるものを除く。)。ただし、当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所が総務大臣の定める地域に所在する場合にあっては、総務大臣が定める調査事業所とする。

- (1) 常用雇用者数が五千人未満であること。
- (2) 支所の数が三十以上百未満であること。

三 次に掲げる調査事業所 総務大臣

イ 独立行政法人の調査事業所

ロ 国立大学法人の調査事業所

ハ 大学共同利用機関法人の調査事業所

ニ 会社の調査事業所であって、当該調査事業所を有する会社に関し平成十八年事業所・企業統計調査により得られた結果が次に掲げるいずれかの要件に該当するもの(【統計調査員】の二に掲げるものを除く。)。ただし、当該調査事業所を有する会社の本所となる調査事業所が総務大臣の定める地域に所在する場合にあっては、総務大臣が定める調査事業所とする。

- (1) 常用雇用者数が五千人以上であること。
- (2) 支所の数が百以上であること。

及びの規定にかかわらず、【統計調査員】のの一、二、四及び七並びにの一のロ、二のロ及び三の二に掲げる調査事業所のうち当該調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を営する個人の支所となる調査事業所であって、平成十八年事業所・企業統計調査の申告を当該調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を営する個人の支所となる調査事業所として又は同一の所在地において行っていないものに係る甲調査は、及びの規定により行うもののほか、調査員が調査票を担当調査区内の【統計調査員】のの一、二、四及び七並びにの一のロ、二のロ及び三の二に掲げる調査事業所を有する会社、会社以外の法人又は事業を営する個人の支所となる調査事業所ごとに配布し、及び収集することにより行う。

乙調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。

からまでの規定による甲調査及び乙調査は、平成二十一年六月十七日から翌月二十八日ま

での間において行う。

#### 【期間の変更】

市町村長は、【統計調査員】の の一から七までに掲げる調査事業所若しくは【調査の方法及び期間】の の一に掲げる調査事業所に係る甲調査又は市町村の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、【調査の方法及び期間】の に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、 の規定による報告があったとき又は【調査の方法及び期間】の の二に掲げる調査事業所に係る甲調査（【調査の方法及び期間】の の規定により行う甲調査を除く。）若しくは都道府県の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため【調査の方法及び期間】の に規定する期間により難しいときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

総務大臣は、 の規定による報告があったとき又は【調査の方法及び期間】の の三に掲げる調査事業所に係る甲調査（【調査の方法及び期間】の の規定により行う甲調査を除く。）若しくは国の調査事業所に係る乙調査に関し天災事変その他避けることのできない事故のため【調査の方法及び期間】の に規定する期間により難しいときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

総務大臣は、 の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。

#### 【報告の義務及び方法】

経済センサス基礎調査に当たっては、【調査事項等】の の一及び二に掲げる事項のうち、甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項（【調査の方法及び期間】の の規定により行う甲調査にあつては、【調査事項等】の の一のイ及びロ並びに二のワ及びカに掲げる事項に限る。）について、調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が報告しなければならない。ただし、【統計調査員】の の一、二、四及び七並びに【調査の方法及び期間】の の一から三までに掲げる調査事業所にあつては、【調査の方法及び期間】の の規定により行う甲調査を除き、当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を営する個人の本所となる調査事業所の事業主が当該調査事業所を有する独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、会社、会社以外の法人又は事業を営する個人の調査事業所の甲調査の調査に係る事項について、一括して報告しなければならない。

事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事実上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。

及び の報告は、【統計調査員】の の一から七までに掲げる調査事業所に係る甲調査の場合には調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行い、【調査の方法及び期間】の の一から三までに掲げる調査事業所に係る甲調査（【調査の方法及び期間】の の規定により行う甲調査を除く。）及び乙調査の場合には調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じそれぞれに定める者に提出することにより行うものとする。

一 【調査の方法及び期間】の の一に掲げる調査事業所及び市町村の調査事業所 市町村長

二 【調査の方法及び期間】の の二に掲げる調査事業所及び都道府県の調査事業所 都道府県

知事

三 【調査の方法及び期間】の の三に掲げる調査事業所及び国の調査事業所 総務大臣

#### 【調査票等の提出等】

統計調査員は、【報告の義務及び方法】の の規定により【統計調査員】の の一から七までに掲げる調査事業所から取集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。

市町村長は、 の規定により統計調査員から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに【報告の義務及び方法】の の規定により【報告の義務及び方法】の の一に掲げる調査事業所から提出された調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。

都道府県知事は、 の規定により市町村長から提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに【報告の義務及び方法】の の規定により【報告の義務及び方法】の の二に掲げる調査事業所から提出された調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。

#### 【結果の公表等】

総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

#### 【事業所及び企業の名簿の作成】

総務大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。

#### 【調査区の管理】

市町村長は、調査日の翌日以後、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。

市町村長は、調査日の翌日以後、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。

市町村長は、 の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区地図等及び【統計調査員】の の規定により調査員が作成した調査区内事業所名簿を修正し、都道府県知事に対し速やかに提出しなければならない。

都道府県知事は、 の規定により市町村長が提出した調査区地図等及び調査区内事業所名簿を審査し、総務大臣に対し速やかに提出しなければならない。

#### 【調査票等の保存】

総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この【調査票等の保存】及び【事業所・企業統計調査規則の廃止に伴う経過措置】において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

## 附則

### 【事業所・企業統計調査規則の廃止】

事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号）は、廃止する。

### 【事業所・企業統計調査規則の廃止に伴う経過措置】

【事業所・企業統計調査規則の廃止】の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則第十九条の規定に基づく調査票、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

### 【総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正】

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の別表事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号）の項を削り、同表に経済センサス基礎調査規則の項を加え、事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号）の項と同様の規定を置く。

## 3 スケジュール

平成 20 年 10 月下旬頃に公布予定。施行は平成 21 年 4 月 1 日。